

新旧対照表

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

新		旧	
別表第一（第二条第一号） 建築物に関する整備基準		別表第一（第二条第一号） 建築物に関する整備基準	
(い)	出入口 利用者（公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）であって、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。 二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は <u>車椅子</u> を使用している者（以下「 <u>車椅子使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(い)	出入口 利用者（公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）であって、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。 二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は <u>車いす</u> を使用している者（以下「 <u>車いす使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 三 <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(ろ)	廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） 利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。 一 表面は、 <u>粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</u> こと。 二 段を設ける場合は、当該段は(は)項に定める構造とすること。 三 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から(い)項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(に)項に定める構	(ろ)	廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） 利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。 一 表面は、 <u>滑りにくい仕上げとする</u> こと。 二 段を設ける場合は、当該段は(は)項に定める構造とすること。 三 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から(い)項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(に)項に定める構造

新	旧
<p>造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は<u>車椅子</u>の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに<u>車椅子</u>が転回できる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三第二項第一号又は<u>第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機</u>で専ら<u>車椅子使用者</u>の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ニ (イ)項に定める構造の出入口、(を)項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに(に)項に定める構造のエレベーター及び<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>四 (イ)項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を</p>	<p>のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は<u>車いす</u>の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに<u>車いす</u>が転回できる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>(<u>建築基準法第三十八条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機</u>又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三<u>第一項第一号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機</u>で専ら<u>車いす使用者</u>の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ニ (イ)項に定める構造の出入口、(を)項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに(に)項に定める構造のエレベーター及び<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>四 (イ)項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することがで</p>

新		旧	
		<p>誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</p> <p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ <u>勾配</u>は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、<u>粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること</u>。</p> <p>へ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>	<p>きる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</p> <p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ <u>こう配</u>は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、<u>滑りにくい仕上げとすること</u>。</p> <p>へ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>
(は階段(その踊場を含む。))	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階（以下「<u>特定階</u>」という。）に通じる階段（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること（学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。）。</p> <p>一 手すりを設けること。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、<u>粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ</u></p>	(は階段(その踊場を含む。))	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること（学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。）。</p> <p>一 手すりを設けること。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、<u>滑りにくい仕上げとすること</u>。</p>

新		旧	
		<p>ること。</p> <p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。）。</p>	<p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。）。</p>
(にエレベーター)	<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、<u>籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階</u>に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、<u>特定階</u>において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>籠の幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。</u></p> <p>二 <u>籠の奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</u></p> <p>三 <u>籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</u></p> <p>四 <u>籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p>五 <u>籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p>六 <u>籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</u></p>	(にエレベーター)	<p><u>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階</u>を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、<u>かごが当該階（専ら駐車場の用途に供される階には、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）</u>に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、<u>当該階</u>において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>かごの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。</u></p> <p>二 <u>かごの奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</u></p> <p>三 <u>かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</u></p> <p>四 <u>かご内に、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p>五 <u>かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p>六 <u>かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</u></p>

新		旧	
		<p>七 <u>籠</u>内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、<u>籠</u>内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（<u>籠</u>内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>八 <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置（<u>前号</u>に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>九 <u>籠</u>内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>十 <u>籠</u>内に、<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>十一 <u>籠</u>の出入口に、利用者を感じし、<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、<u>高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</u></p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<u>籠</u>内に、<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>	<p>七 <u>かご</u>内及び乗降ロビーには、<u>車いす使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、<u>かご</u>内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（<u>かご</u>内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>八 <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置（<u>第七号</u>に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>九 <u>かご</u>内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>十 <u>かご</u>内に、<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>十一 <u>かご</u>の出入口に、利用者を感じし、<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーの<u>幅及び奥行きは、それぞれ一・五メートル以上とすること。</u></p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<u>かご</u>内に、<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
(ほ便所)	<p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の<u>便所</u>は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「<u>車椅子使用者用便房</u>」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び<u>車椅子使用者用便房</u>のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八</p>	(ほ便所)	<p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上の<u>便所</u>（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「<u>車いす使用者用便房</u>」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び<u>車いす使用者用便房</u>のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十</p>

新		旧	
		<p>十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び<u>車椅子使用者用便房</u>のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、<u>車椅子使用者が</u>円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び<u>車椅子使用者用便房</u>のある便所の出入口には、<u>車椅子使用者が</u>通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ <u>車椅子使用者用便房</u>を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、<u>そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたもの</u>を一以上設けること。</p>	<p>センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び<u>車いす使用者用便房</u>のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、<u>車いす使用者が</u>円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び<u>車いす使用者用便房</u>のある便所の出入口には、<u>車いす使用者が</u>通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ <u>車いす使用者用便房</u>を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、<u>床置き式で両側に手すりが適切に配置されている小便器がある便所</u>を一以上設けること。</p>
(へ 客席)	<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「<u>興行場等</u>」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の<u>車椅子使用者が</u>利用できる客席（以下「<u>車椅子使用者用客席</u>」という。）を一以上設けること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者一人当たり</u>、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ <u>車椅子使用者用客席</u>の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(イ)項に定める構造を有するものから、<u>車椅子使用者用客席</u>に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p>	(へ 客席)	<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「<u>興行場等</u>」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の<u>車いす使用者が</u>利用できる客席（以下「<u>車いす使用者用客席</u>」という。）を一以上設けること。</p> <p>イ <u>車いす使用者一人当たり</u>、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ <u>車いす使用者用客席</u>の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(イ)項に定める構造を有するものから、<u>車いす使用者用客席</u>に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p>

新			旧		
		<p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 <u>車椅子使用者用客席</u>を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>			<p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 <u>車いす使用者用客席</u>を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>
(と)	更衣室及びシャワー室	<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。</p> <p>六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>	(と)	更衣室及びシャワー室	<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車いす使用者</u>が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。</p> <p>六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>
(ち)	浴室	<p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に開閉して通</p>	(ち)	浴室	<p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車いす使用者</u>が円滑に開閉して通過</p>

新		旧	
		<p>過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする</p>	<p>できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車いす使用者</u>が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする</p>
(り)	客室)	<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>六 室内は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。</p>	<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、<u>車いす使用者</u>が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>六 室内は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。</p>
(ぬ)	カウンター及び記載台)	<p>利用者の用に供するカウンター（<u>常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。</u>）及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p>	<p>利用者の用に供するカウンター及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p>
(る)	公衆電話台)	<p>利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、</p>	<p>利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、</p>

新		旧	
		し、その下部に <u>車椅子使用者</u> が利用しやすい空間を設けること。	その下部に <u>車いす使用者</u> が利用しやすい空間を設けること。
(を改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。))	改札口及びレジ通路のうち、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とし、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に通過できること。 二 <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(を改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。))	改札口及びレジ通路のうち、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とし、 <u>車いす使用者</u> が円滑に通過できること。 二 <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(わ券売機)	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 一 金銭投入口及び操作ボタンは、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする事 二 点字による表示を行うこと。	(わ券売機)	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 一 金銭投入口及び操作ボタンは、 <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする事 二 点字による表示を行うこと。
(か案内標示)	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする事。 二 点字による表示を行うこと。 三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	(か案内標示)	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする事。 二 点字による表示を行うこと。 三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。
(よ駐車場)	一 利用者の用に供する駐車場(駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)第十五条の規定により <u>国土交通大臣</u> が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。)には <u>車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。))</u> を一以上設けること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。) 二 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> は、次に定める構造とすること。	(よ駐車場)	一 利用者の用に供する駐車場(駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)第十五条の規定により <u>建設大臣</u> が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。)には <u>車いす使用者用駐車施設</u> を一以上設けること(学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。) 二 <u>車いす使用者用駐車施設</u> は、次に定める構造とすること。

新		旧	
		<p>イ <u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る経路(次号に定める構造の駐車場の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。</p> <p>ハ <u>車椅子使用者用駐車施設である</u>旨を、見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 <u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p>	<p>イ <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る経路(第三号に定める構造の駐車場の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。</p> <p>ハ <u>車いす使用者用駐車施設である</u>旨を、見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p>
(た)敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、<u>粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</u>こと。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者が</u>通過する際に支障のない構造とし、<u>溝蓋は車椅子</u>のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 直接地上へ通じる(イ)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(1) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造</p>	(た)敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、<u>滑りにくい仕上げとすること</u>。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者が</u>通過する際に支障のない構造とし、<u>溝ぶたは車いす</u>のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 直接地上へ通じる(イ)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(1) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造</p>

新				旧			
			<p>とすること。</p> <p>(2) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>				<p>とすること。</p> <p>(2) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>